

経済産業省

輸出注意事項 25 第 14 号
20130610 貿局第 3 号

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 25 年 6 月 21 日

経済産業省貿易経済協力局長 北川 慎介

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(略)</p> <p>1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (1)～(2) (略) (3) 用語の解釈 外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易外省令及びこの通達における用語の解釈は、別紙1及び別紙1-2に掲げるもののほか、次のとおりとする。 ア～ソ (略) <u>タ 提供とは、他者が利用できる状態に置くことをいう。なお、いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈については、別紙1-2のとおりとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (略)</p> <p>3 税関長の確認等 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p> <p>別紙1-2 <u>いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈</u> <u>(1) 情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービス（ストレージサービス）においては、当該サービス利用者が意図するとしないとにかかわらず、国外に設置されたサーバーに情報が保管される可能性がある。</u> <u>他方で、ストレージサービスを利用するための契約は、サービス利用者が自らが使用するためにサービス提供者のサーバーに情報を保管することのみを目的とする契約である限りにおいて、サ</u></p> | <p>(略)</p> <p>1 役務取引・特定記録媒体等輸出等許可の対象 (1)～(2) (略) (3) 用語の解釈 外為令別表、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）、貿易外省令及びこの通達における用語の解釈は、別紙1に掲げるもののほか、次のとおりとする。 ア～ソ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可 (略)</p> <p>3 税関長の確認等 (略)</p> <p>別紙1 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> |

サービス利用者からサービス提供者等に情報を提供することを目的とする取引にあたらなため、外国に設置されたサーバーに特定技術が保管される場合であっても、原則として外為法第25条第1項に規定する役務取引に該当せず、同条に基づく許可を要しない。したがって、外為法第25条第3項の対象にも該当しない。

ただし、実質的にはサービス利用者からサービス提供者等に特定技術を提供することを目的とする取引であると認められる場合は、外為法第25条第1項に定める役務取引に該当する。例えば、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用できることを知りながら契約を締結する場合には、当該契約は特定技術の情報を提供することを目的とする取引とみなす。また、契約を開始した後に、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用していることが判明したにもかかわらず、契約関係を継続する場合には、当該事実が判明してから、保管した特定技術の削除に必要な時間を経過した時点をもって、当該特定技術の提供を目的とする取引が開始するものとみなす。

なお、サービス利用者が第三者に特定技術を提供するためにストレージサービスを利用する場合は、当然ながら、当該サービス利用者から当該第三者に対する特定技術の提供を目的とする取引となる。

(2) サーバー上に存在するプログラム（アプリケーションソフトウェア等）を、インターネットを介して、他者がダウンロードすることなく利用できる状態にするサービス（SaaS等）を提供することは、プログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置くことを目的とする取引であり、提供を目的とする取引にあたるため、当該プログラムが特定技術であれば、外為法第25条第1項に定める役務取引に該当する。

ただし、貿易外省令第9条第2項第十四号イの要件を満たすプログラムについては、役務取引許可は不要である。

なお、当該プログラムの提供の時点は、サービス提供者がプログラムをサービス利用者にとって利用できる状態に置いた時点であり、役務取引許可申請が必要な場合にあつては、それ以前に許可を得る必要がある。

別紙 2 ～別紙 4 (略)

参考様式 1 ～ 4 (略)

別紙 2 ～別紙 4 (略)

参考様式 1 ～ 4 (略)